

# アルゼンチンにおける会社設立手続き ～ 企業形態と単純型株式会社の見直しについて ～

(2020年2月)

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ブエノスアイレス事務所

ビジネス展開・人材支援部    ビジネス展開支援課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ブエノスアイレス事務所が、現地法律事務所 Estudio Lopez Del Carril に作成委託し、2020年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Estudio Lopez Del Carril は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Estudio Lopez Del Carril が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ブエノスアイレス事務所  
E-mail：ARB@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

## アルゼンチンにおける会社設立手続き

### ～企業形態と単純型株式会社の見直しについて～

アルゼンチンにおける会社設立は、会社法(法律第 19550 号)に基づき、外国企業による国内進出についても同法にて規定されている。外国企業は、自国において法律上正当に設立されている企業であることを証明しなくてはならない。登記は、司法総監察局 (Inspección General de Justicia: IGJ) において行う。

最も一般的な企業形態は、株式会社 (以下、S.A.)、有限会社 (以下、S.R.L.)、支店である。また、2017 年にインターネット上において簡単な手続きで設立できる株式会社 (S.A.S) も制定された (本レポート執筆時点、見直しが行われている)。これらの概要は以下のとおりである。

株式会社 (Sociedad Anónima S.A.)	最低株主 2 人、役員は 1 人以上、役員の大半は、国内に駐在しなくてはならない。外国企業が株主となることは可能だが、事前に国内において登記を行う必要がある。最低資本金 10 万ペソが求められる。 2015 年から株主が 1 人の単一株主株式会社 (Sociedad Anónima Unipersonal : SAU) の設立も可能となった。通常の手続きでは、約 2 カ月で登録が可能。ただし、設立のための手続きおよびその後管理が多いため、あまり受け入られていないのが現状である。
有限会社 (Sociedad de Responsabilidad Limitada S.R.L.)	SA の設立手続きより容易で、定款の作成などはより柔軟である。共同経営者 (出資者) は最低 2 人で、50 人を超えてはならない。最低資本金額は定められていないが、会社の目的に見合った額が必要である。ブエノスアイレス市の場合、SRL の最低資本金額は SA に求められる最低資本金額の約 30%相当を求めるとしている。なお、株式公開は認められない。活動規模は、小規模や中規模に見合う企業形態だとされる。
支店 (Sucursal)	外国企業の支店の場合、代表者を任命することで、本社のすべての事業を行うことが可能。ただし、現地での事業責任が本社にも及ぶ。会計義務は、本社とは別に支店独自の財務諸表を定期的に作成する必要がある。

<p>単純型株式会社 (Sociedad Anónima Simplificada S.A.S.)</p>	<p>主に起業家による会社設立を簡易化するのが目的で、業種の制限はない企業形態。2017年9月より、S.A.やS.R.L.とは異なり、単純なオンライン手続きで、わずか1日で設立することができる。インターネット上での手続きが条件であり、登録者は事前に納税者番号を有することが条件。資本金は、最低賃金2カ月分相当が求められる。株主は1人で、外国人でも可能。</p>
---	--

ただし、2019年12月のアルベルト・フェルナンデス新政権の発足により、監督機関であるIGJの幹部の交代が行われ、上記S.A.Sについては、本レポート執筆時点、見直しを行う方針を示している。当局は、S.A.S設立申請者による企業の詳細な情報提供が求められないことからその正当性に異議を挟んでおり、これまでS.A.S形態で設立された企業に対して紙媒体の手続きによる情報提供を行うよう義務付け、新たな設立を180日間認めない方針としている。